

農家の皆さまへ

**飼料費・肥料費・動力光熱費の
10%を補助します！**

『勝浦市飼肥料等価格高騰対策支援補助金』のお知らせ

飼料費や肥料費、動力光熱費の高騰により、農業経営に影響を受けている市内の農業者の方々に対して、営農意欲の向上と農業経営の安定を図ることを目的に、勝浦市飼肥料等価格高騰対策支援補助金を交付します。

◆対象者

- ① 本市に住所を有し、市内で農業又は畜産業を営む方（個人または法人）
- ② 令和5年及び令和6年に農業または畜産業を営んでいて、令和7年以降も継続する意思のある方
- ③ **令和5年分の確定申告（令和6年度市県民税申告を含む）**を行なった方、または法人として決算（以下「確定申告等」という）を行なった方
- ④ 市税等の滞納がない方

◆補助金額

確定申告等に計上した「飼料費」「肥料費」「動力光熱費」の10%

※上限額 50万円

※他の価格等高騰対策に関する補助事業との重複受給はできません。

※「動力光熱費」のみの申請も可能です。

◆申請書配布場所

- ・ 市役所農林水産課（市役所2階）
 - ・ いすみ農業協同組合勝浦支所（大楠）・勝浦購買店舗（植野）
 - ・ 郵送（問合せ先まで電話をいただければ郵送します）
- ※市ホームページからダウンロードも可能です。

◆提出書類

- ・ 補助金交付申請書兼請求書
- ・ 令和5年分の決算書または収支内訳書などの写し
- ・ 本人確認書類の写し（運転免許証など）
- ・ 通帳の写し（名義人・口座番号がわかるもの）

◆申請期間

- ・ 令和7年5月1日（木曜日）～令和7年6月30日（月曜日）
- 市役所農林水産課窓口へ提出又は郵送（必着）
いすみ農業協同組合勝浦支所（大楠）・勝浦購買店舗（植野）各窓口

◆問合せ・郵送提出先

勝浦市役所 農林水産課 農林係 TEL 0470-73-6635（直通）
〒299-5292 勝浦市新官1343番地の1 農林水産課農林係宛